

2014年5月30日

各位

会社名 イオン株式会社  
代表者 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也  
(コード番号 8267 東証第一部)  
問合せ先 秘書室責任者 高橋 丈晴  
(電話 043-212-6042)

### 証券取引等監視委員会による弊社元執行役に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、弊社元執行役による内部者取引について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、課徴金納付命令を発出するよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行ったとの発表がなされました。

([http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2014/2014/20140530-2.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140530-2.htm))

弊社は、2000年12月に「内部情報管理および内部者取引規制に関する規定」を制定し、全ての役員および従業員に対して、重要情報の適正管理と関連法令の遵守を求めるとともに、一定の株式売買等について規制しています。特に役員については、弊社グループ株式の売買を行うにあたって代表執行役の事前承認を要する旨の内規を定めています。

また、2003年4月には、全従業員が遵守すべき事項を定めた「イオン行動規範」を制定し、お客さまのためにイオングループ全従業員としてとるべき行動を示しています。

しかしながら今回このような事態を発生させたことは誠に遺憾であり、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまにご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、本件判明後直ちに再発防止委員会を組織し、事実確認、原因究明を図るとともに、内部者取引防止のための施策を講じてまいりました。元執行役が株式の不公正取引について証券取引等監視委員会の調査を受けており、不公正取引の事実があると認めため、本年2月20日に執行役の職務執行を停止、4月10日に解任いたしました。また、当社およびグループ各社の他の役員や従業員で本件に関与した者はいないことが確認されております。

弊社はこの度の事態を厳粛に受け止め、内部者取引防止の取り組みの実効性を高めるため、「イオン行動規範」に則り、より一層のコンプライアンスに対する意識の徹底を図ってまいります。

### 記

#### 1. 勧告を受けた事由の概要

勧告によると、課徴金納付命令対象者である弊社元執行役は、その職務に関し、イオンの業務執行を決定する機関が株式会社ダイエー株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された日より前の同年2月14日から3月5日までの間、ダイエー株式合計1万4000株を買付価額合計314万4100円で買い付けたものです。

この行為が、金融商品取引法第175条第2項に規定する「第167条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等」をした行為に該当するとされました。

## 2. 勧告の概要

上記の法令違反に対し、弊社元執行役が金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金額は、197万円です。

## 3. 再発防止策について

弊社の再発防止委員会は、本件の内部者取引が発生した原因の究明、再発防止にむけた具体策の策定、およびグループ全体への指導徹底を進めてまいりました。本件判明後には直ちに、本年4月1日からの金融商品取引法等の一部改正内容も併せ含め、全従業員を対象にインサイダー取引防止規定改定説明会を実施いたしております。

また、弊社は役員就任時に、就任承諾書の提出等を通してコンプライアンス意識の向上を図っております。今後、以下の施策に取り組み、再発防止に努めてまいります。

### <再発防止のための主な施策>

- (1) コンプライアンス意識向上とインサイダー取引防止のための勉強会の定期実施
  - ①役員対象のコンプライアンス勉強会（年1回を目途）
  - ②一般従業員に対する勉強会（年1回を目途）
  
- (2) 社内規程「内部情報管理および内部者取引規制に関する規定」の改定
  - ①売買規制に関する届出制度の徹底
  
- (3) 役員誓約書の提出
  - ①年1回の提出の義務付け
  - ②誓約書の厳格な運用
  
- (4) 情報管理体制の強化
  - ①会議体における機密情報の取り扱い厳格化
  - ②本社・事業所における機密情報保護の強化

以上